

令和 7 年 6 月

郡 山 市 議 会 定 例 会 議 案

(6 月 26 日 提 出)

目次

議案第103号	令和7年度郡山市一般会計補正予算（第3号）	3
議案第104号	郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第105号	郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	18

令和7年度郡山市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度郡山市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ105,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,543,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和7年6月26日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		26,264,319	95,003	26,359,322
	2 国庫補助金	6,500,017	95,003	6,595,020
21 繰入金		8,550,829	10,000	8,560,829
	2 基金繰入金	8,209,104	10,000	8,219,104
歳 入	合 計	142,438,794	105,003	142,543,797

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		57,559,861	106,318	57,666,179
	4 児童福祉費	29,115,866	106,318	29,222,184
14 予備費		291,787	△1,315	290,472
	1 予備費	291,787	△1,315	290,472
歳 出	合 計	142,438,794	105,003	142,543,797

第 2 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	4 児童福祉費	0歳児養育支援給付金給付事業	千円 26,313

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	53,770,839	0	53,770,839
2 地方譲与税	1,278,980	0	1,278,980
3 利子割交付金	27,183	0	27,183
4 配当割交付金	179,400	0	179,400
5 株式等譲渡所得割交付金	126,707	0	126,707
6 法人事業税交付金	949,225	0	949,225
7 地方消費税交付金	8,690,173	0	8,690,173
8 ゴルフ場利用税交付金	17,080	0	17,080
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	97,707	0	97,707
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,216	0	3,216
12 地方特例交付金	379,223	0	379,223
13 地方交付税	13,508,000	0	13,508,000
14 交通安全対策特別交付金	43,000	0	43,000
15 分担金及び負担金	414,952	0	414,952
16 使用料及び手数料	2,461,367	0	2,461,367
17 国庫支出金	26,264,319	95,003	26,359,322
18 県支出金	11,093,760	0	11,093,760
19 財産収入	547,859	0	547,859
20 寄附金	500,359	0	500,359
21 繰入金	8,550,829	10,000	8,560,829
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	4,278,715	0	4,278,715
24 市債	7,655,900	0	7,655,900
歳 入 合 計	142,438,794	105,003	142,543,797

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	673,930	0	673,930				
2 総務費	13,903,653	0	13,903,653				
3 民生費	57,559,861	106,318	57,666,179	95,003			11,315
4 衛生費	11,569,731	0	11,569,731				
5 労働費	123,604	0	123,604				
6 農林水産業費	4,085,367	0	4,085,367				
7 商工費	6,073,109	0	6,073,109				
8 土木費	20,331,890	0	20,331,890				
9 消防費	3,944,987	0	3,944,987				
10 教育費	15,549,284	0	15,549,284				
11 災害復旧費	34,415	0	34,415				
12 公債費	8,297,175	0	8,297,175				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	291,787	△1,315	290,472				△1,315
歳出合計	142,438,794	105,003	142,543,797	95,003			10,000

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,401,417	95,003	1,496,420	4 児童福祉費 国庫補助金	95,003	地方創生臨時交付金 95,003
計	6,500,017	95,003	6,595,020			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	6,060,000	10,000	6,070,000	1 財政調整基金繰入金	10,000	財政調整基金繰入金 10,000
計	8,209,104	10,000	8,219,104			

17款 国庫支出金

21款 繰入金

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 子育て給付費	10,758,636	106,318	10,864,954	特定財源	95,003	10 需用費	◎児童手当等支給費 106,318
				国・県	95,003	11 役務費	
				一般財源	11,315	12 委託料	
						19 扶助費	
				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金	95,003		
計	29,115,866	106,318	29,222,184	特定財源	95,003		
				国・県	95,003		
				一般財源	11,315		

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	291,787	△1,315	290,472	一般財源	△1,315		
計	291,787	△1,315	290,472	一般財源	△1,315		

3款 民生費

14款 予備費

(予 算 資 料)

1 令和7年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		142,438,794	105,003	142,543,797
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,439,540	0	28,439,540
	後期高齢者医療特別会計	4,439,010	0	4,439,010
	介護保険特別会計	28,141,513	0	28,141,513
	公共用地先行取得事業特別会計	5,159	0	5,159
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	332	0	332
	富田第二土地区画整理事業特別会計	162,442	0	162,442
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,261,654	0	1,261,654
	徳定土地区画整理事業特別会計	411,099	0	411,099
	大町土地区画整理事業特別会計	1,018,025	0	1,018,025
	駐車場事業特別会計	171,449	0	171,449
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	25,797	0	25,797
	総合地方卸売市場特別会計	934,465	0	934,465
	工業団地開発事業特別会計	811,881	0	811,881
	熱海温泉事業特別会計	537,897	0	537,897
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	16,996	0	16,996
	多田野財産区特別会計	9,611	0	9,611
	河内財産区特別会計	20,416	0	20,416

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	955	0	955
	舟津財産区特別会計	26,333	0	26,333
	館財産区特別会計	25,467	0	25,467
	浜路財産区特別会計	814	0	814
	横沢財産区特別会計	11,080	0	11,080
	中野財産区特別会計	3,136	0	3,136
	後田財産区特別会計	2,278	0	2,278
	水道事業会計	14,834,292	0	14,834,292
	簡易水道事業会計	300,743	0	300,743
	下水道事業会計	20,695,034	0	20,695,034
	農業集落排水事業会計	1,306,593	0	1,306,593
	計	103,614,011	0	103,614,011
	合 計	246,052,805	105,003	246,157,808

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬															0	2,720,659	2,720,659
2 給料															0	8,319,289	8,319,289
3 職員手当等															0	5,738,464	5,738,464
4 共済費															0	3,527,750	3,527,750
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	970	970
7 報償費															0	705,669	705,669
8 旅費															0	220,107	220,107
9 交際費															0	3,788	3,788
10 需用費			173												173	5,655,046	5,655,219
11 役務費			1,145												1,145	1,004,338	1,005,483
12 委託料			15,000												15,000	20,614,770	20,629,770
13 使用料及び賃借料															0	2,460,332	2,460,332
14 工事請負費															0	8,767,386	8,767,386
15 原材料費															0	74,311	74,311
16 公有財産購入費															0	59,482	59,482
17 備品購入費															0	538,542	538,542
18 負担金補助及び交付金															0	29,326,522	29,326,522
19 扶助費			90,000												90,000	27,545,235	27,635,235
20 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
21 補償補填及び賠償金															0	498,557	498,557
22 償還金利子及び割引料															0	8,523,268	8,523,268
23 投資及び出資金															0	1,778,010	1,778,010
24 積立金															0	815,925	815,925
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	8,987	8,987
27 繰出金															0	10,406,384	10,406,384
予備費														△1,315	△1,315	291,787	290,472
歳 出 合 計			106,318											△1,315	105,003	142,438,794	142,543,797

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費															0	20,358,546	20,358,546
うち職員給															0	8,319,289	8,319,289
2 扶助費			90,000												90,000	36,999,034	37,089,034
3 公債費															0	8,297,175	8,297,175
4 物件費			16,318												16,318	26,259,435	26,275,753
5 維持補修費															0	2,197,965	2,197,965
6 補助費等															0	17,441,551	17,441,551
うち補助交付金															0	5,635,020	5,635,020
7 積立金															0	815,925	815,925
8 投資及び出資金															0	1,778,010	1,778,010
9 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
10 繰出金															0	10,406,384	10,406,384
11 普通建設事業費															0	14,603,939	14,603,939
(1)補助事業費															0	7,638,352	7,638,352
(2)単独事業費															0	6,965,587	6,965,587
12 災害復旧事業費															0	157,920	157,920
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△1,315	△1,315	291,787	290,472
歳 出 合 計			106,318											△1,315	105,003	142,438,794	142,543,797

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月26日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成20年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第8条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除し	（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第8条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除し

て得た金額 (選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第11条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	て得た金額 (選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第11条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される郡山市議会議員及び郡山市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された郡山市議会議員及び郡山市長の選挙については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月26日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償		別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償	
1 報酬		1 報酬	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
選挙長	日額 12,200円	選挙長	日額 10,800円
投票所の投票管理者	日額 14,500円	投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
開票管理者	日額 12,200円	開票管理者	日額 10,800円
投票所の投票立会人	日額 12,400円	投票所の投票立会人	日額 10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円
開票立会人	日額 10,100円	開票立会人	日額 8,900円
選挙立会人	日額 10,100円	選挙立会人	日額 8,900円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
2 (略)		2 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に執行される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までに執行された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

（提 案 要 旨）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。